

資料 5

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に
関する法律に関する
申請マニュアル

平成 30 年〇〇月〇〇日 改訂第 1 版

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
初版	平成 29 年 11 月 15 日	新規制定
改訂第 1 版	平成 30 年〇〇月〇〇日	全面改訂

目次

1. はじめに	3
2. 申請について	3
2.1. 申請の種類	3
2.2. 申請プロセスの種類.....	3
2.2.1. 人工衛星等の打上げに係る各種申請プロセス.....	3
2.2.2. 人工衛星の管理に係る各種申請プロセス.....	4
2.3. 申請書等に関する使用言語.....	11
3. 人工衛星等の打上げに係る許可関係.....	12
3.1. 許可申請書	12
3.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領.....	12
3.1.2. 添付書類.....	17
3.2. 許可の変更関係.....	19
3.2.1. 変更の許可申請.....	20
3.2.2. 変更の届出.....	20
3.3. 承継関係	22
3.3.1. 譲渡	23
3.3.2. 合併	23
3.3.3. 分割	24
3.4. 許可の失効の届出.....	25
4. 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定関係.....	27
4.1. 型式認定申請書.....	27
4.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領.....	27
4.1.2. 添付書類.....	30
4.2. 認定の変更関係.....	34
4.2.1. 変更の認定申請.....	35
4.2.2. 変更の届出.....	35
5. 打上げ施設の適合認定関係.....	37
5.1. 適合認定申請書.....	37
5.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領.....	37
5.1.2. 添付書類.....	40
5.2. 認定の変更関係.....	43
5.2.1. 変更の認定申請.....	44
5.2.2. 変更の届出.....	44

6.	人工衛星の管理に係る許可関係	46
6.1.	許可申請書	47
6.1.1.	申請書の記載事項及び記載要領	47
6.1.2.	添付書類	53
6.2.	許可の変更関係	56
6.2.1.	変更の許可申請	56
6.2.2.	変更の届出	57
6.3.	事故時の届出	59
6.4.	承継関係	60
6.4.1.	譲渡	61
6.4.2.	国外への譲渡の届出	62
6.4.3.	合併	62
6.4.4.	分割	63
6.5.	死亡の届出	64
6.6.	終了措置	65
6.7.	解散の届出	66
7.	対象となる申請者の考え方	67
7.1.	人工衛星等の打上げに係る許可の申請	67
7.2.	人工衛星の管理に係る許可の申請	67
8.	申請様式の記載例	68
9.	主要関係部署一覧	69
10.	提出書類のチェックリスト	72

【凡例】

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法： 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
(平成 28 年法律第 76 号)
- ・ 規則： 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則
(平成 29 年内閣府令第 50 号)

1. はじめに

人工衛星等の打上げに係る許可を受けようとする者、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者、打上げ施設の適合認定を受けようとする者及び人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者は、法及び規則に基づいて、内閣総理大臣に申請を行う必要があります。

本マニュアルは、当該各種申請に関し必要な事項について解説するものです。

2. 申請について

2.1. 申請の種類

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する申請には、主に以下の4種類があります。

- 人工衛星等の打上げに係る許可
- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定
- 打上げ施設の適合認定
- 人工衛星の管理に係る許可

2.2. 申請プロセスの種類

2.2.1. 人工衛星等の打上げに係る各種申請プロセス

人工衛星等の打上げに係る許可の申請プロセスについて、型式認定又は適合認定の有無による申請フロー、標準処理期間及び申請に必要な書類を図1に示します。また、人工衛星等の打上げに係る許可に関する各種申請フロー、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関する各種申請フロー及び打上げ施設の適合認定に関する各種申請フローを図2から図4までに示します。

国内に所在する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、許可を受ける必要があります。

なお、法の全面施行の前に人工衛星等の打上げを終えたものや、人工衛星を搭載しない弾道ロケットの打上げは、本申請の適用対象外となります。

人工衛星等の打上げに係る許可、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定及び打上げ施設の適合認定の申請者は、それぞれ別の事業者でも、同じ事業者でも構いません。ただし、打上げ施設の適合認定は、型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットに対応して申請

するものであるため、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定がない場合は、打上げ施設の適合認定の申請を行うことはできません。

2.2.2. 人工衛星の管理に係る各種申請プロセス

人工衛星の管理に係る許可に関する各種申請フローを図 5 に示します。

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合は、国外で打ち上げられる人工衛星であっても人工衛星の管理に係る許可を受ける必要があります。また、定常運用に用いる人工衛星管理設備が海外に所在する場合でも、初期運用等、一部期間で国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合においては、許可を受ける必要があります。

なお、法の全面施行の際、現に行われている人工衛星の管理については本申請の適用対象外となります。ここで、現に行われている人工衛星の管理とは、一般的には既に軌道上で人工衛星の管理が開始されていること（海外に所在する人工衛星管理設備のみを用いてその管理が開始されている場合を含む）をいいます。

本申請は、人工衛星等の打上げに係る許可の申請とは別に、人工衛星を管理しようとする者が申請してください。

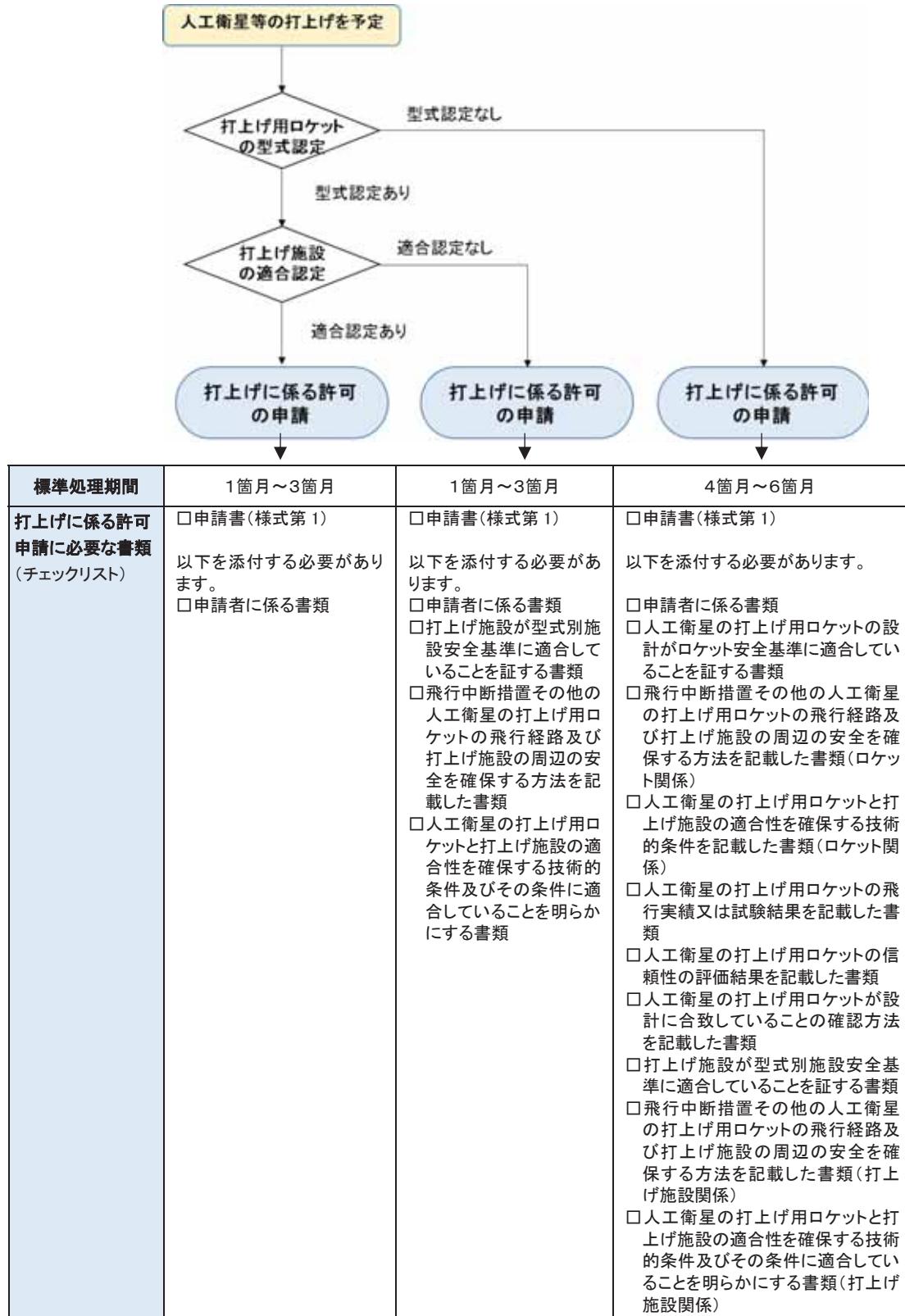


図1 認定の有無による人工衛星等の打上げに係る許可申請時の申請フロー、標準処理期間及び申請に必要な書類

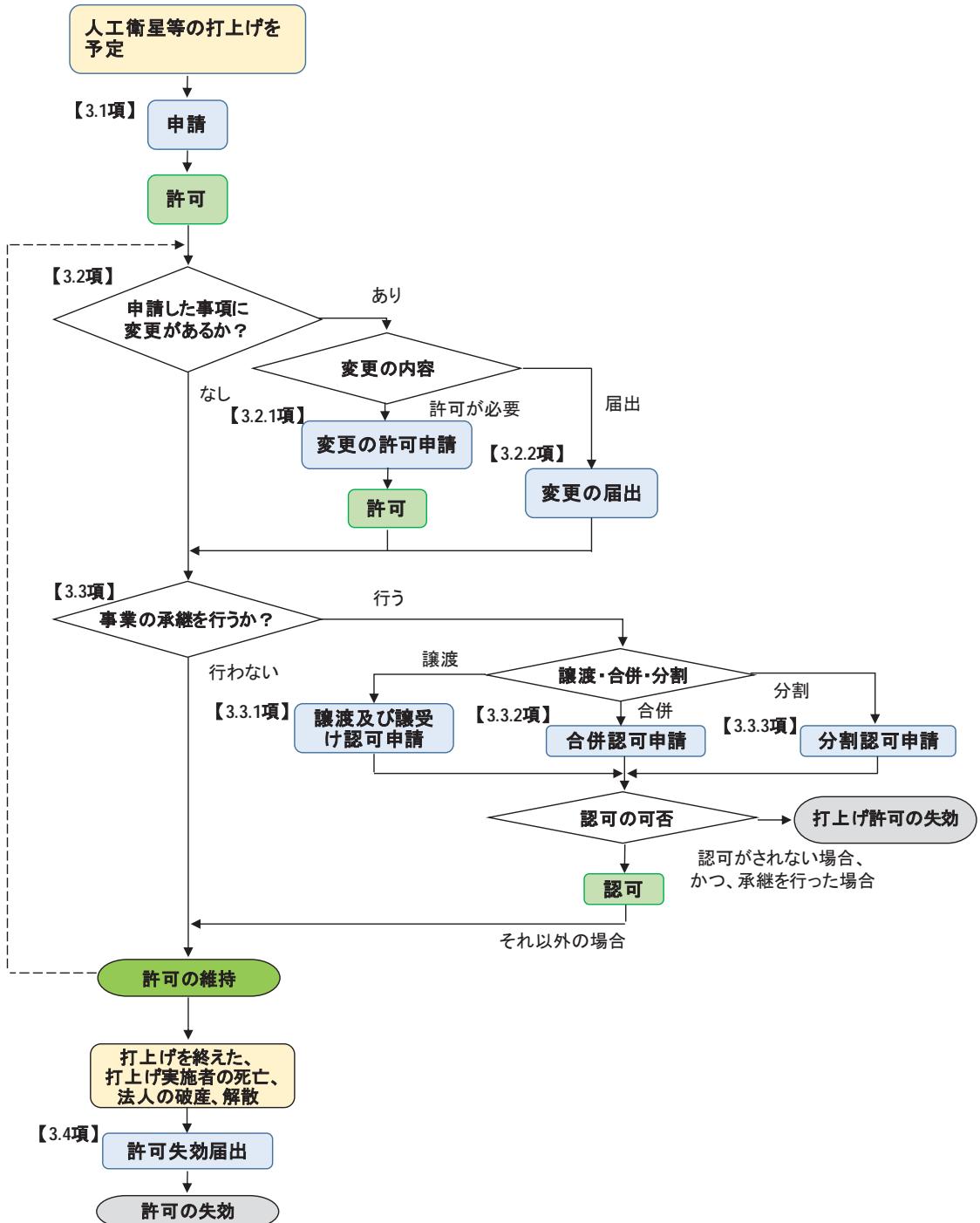


図2 人工衛星等の打上げに係る許可に関する各種申請フロー

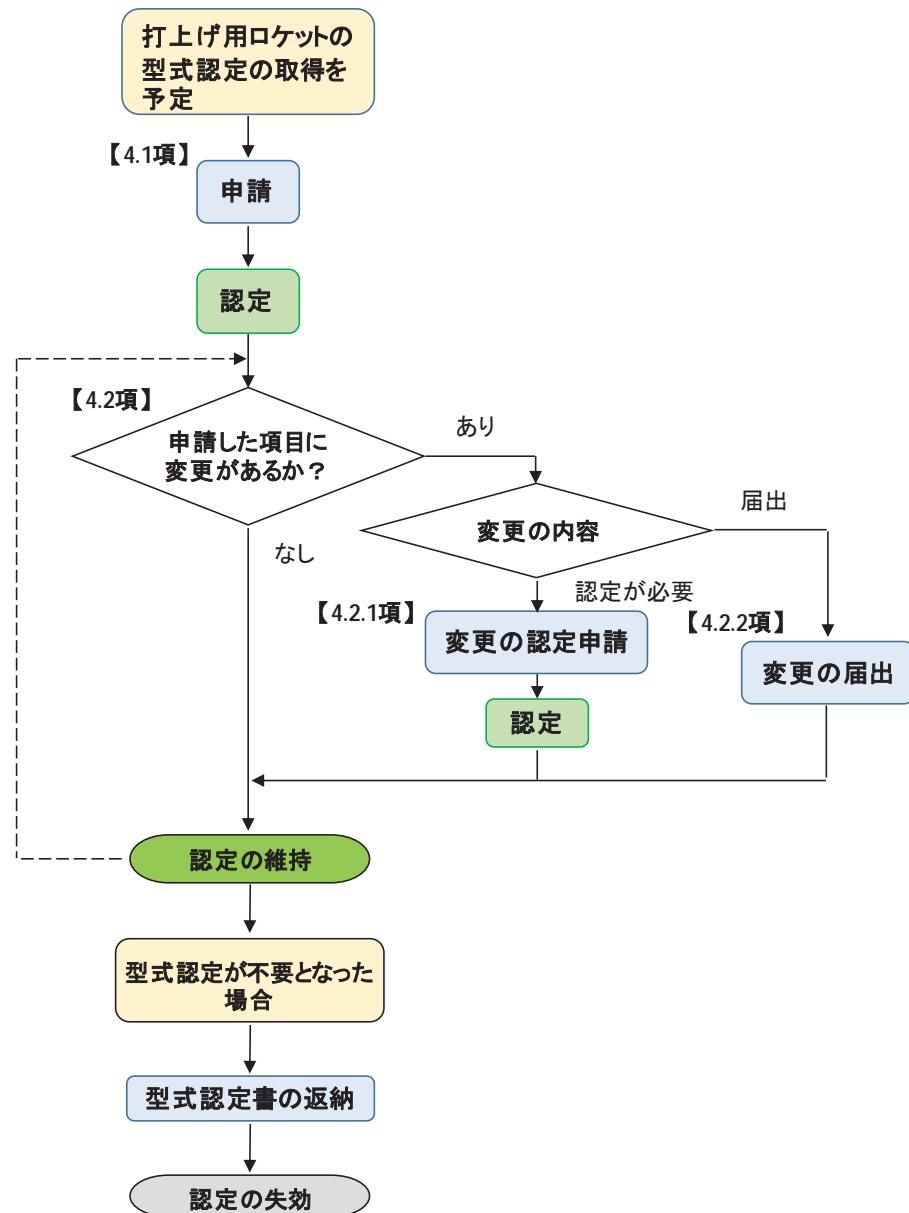


図3 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関する各種申請フロー

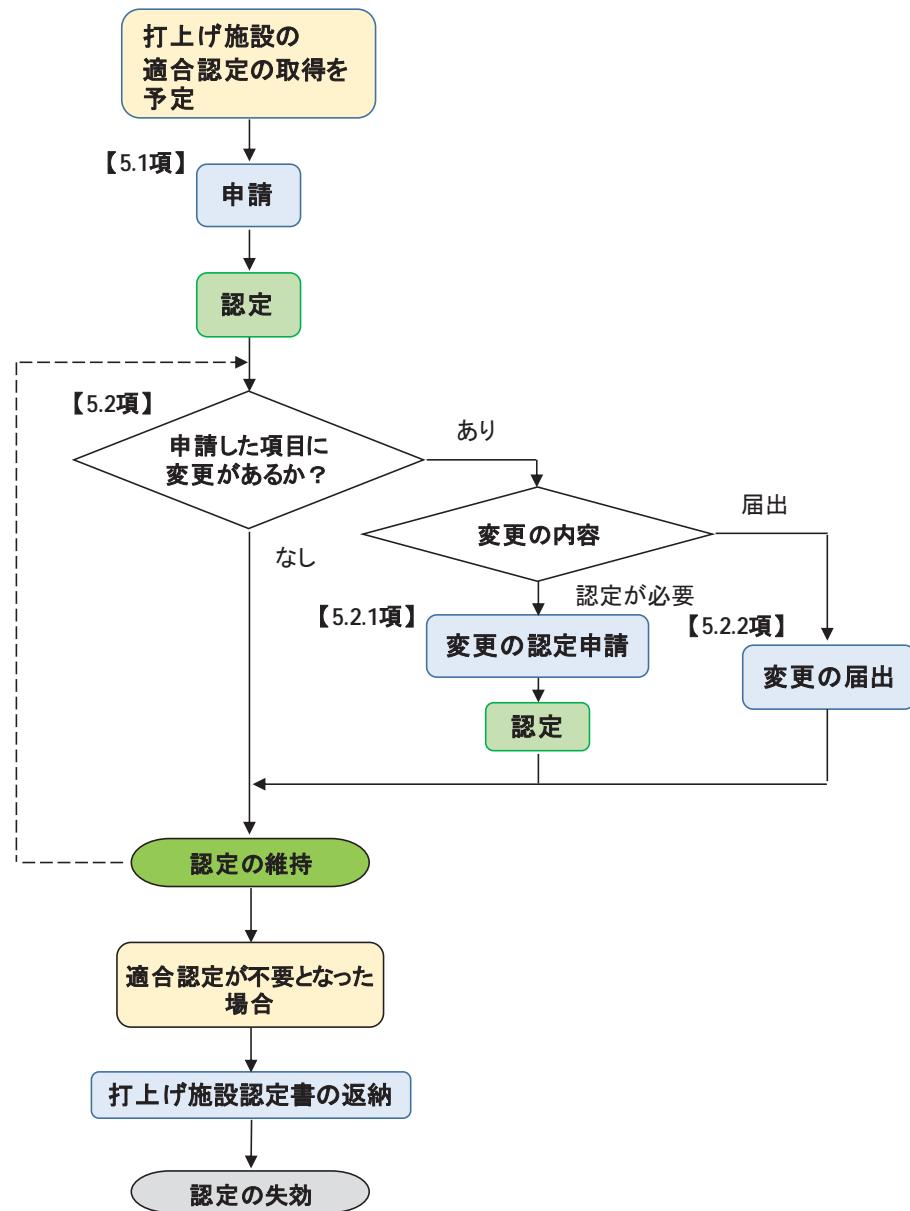


図4 打上げ施設の適合認定に関する各種申請フロー

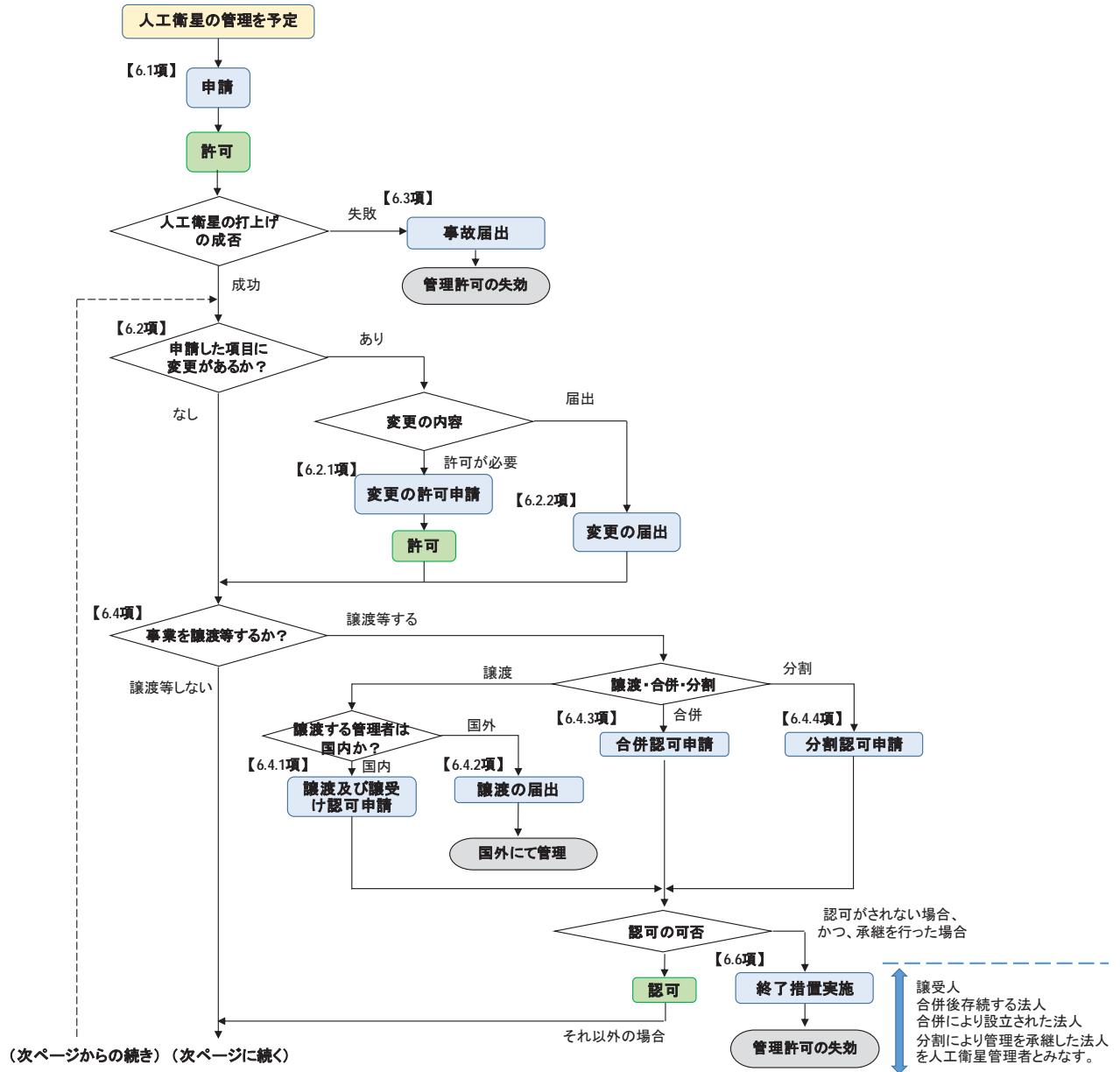


図 5 人工衛星の管理に係る許可に関する各種申請フロー (1/2)

(前ページへ続く) (前ページからの続き)

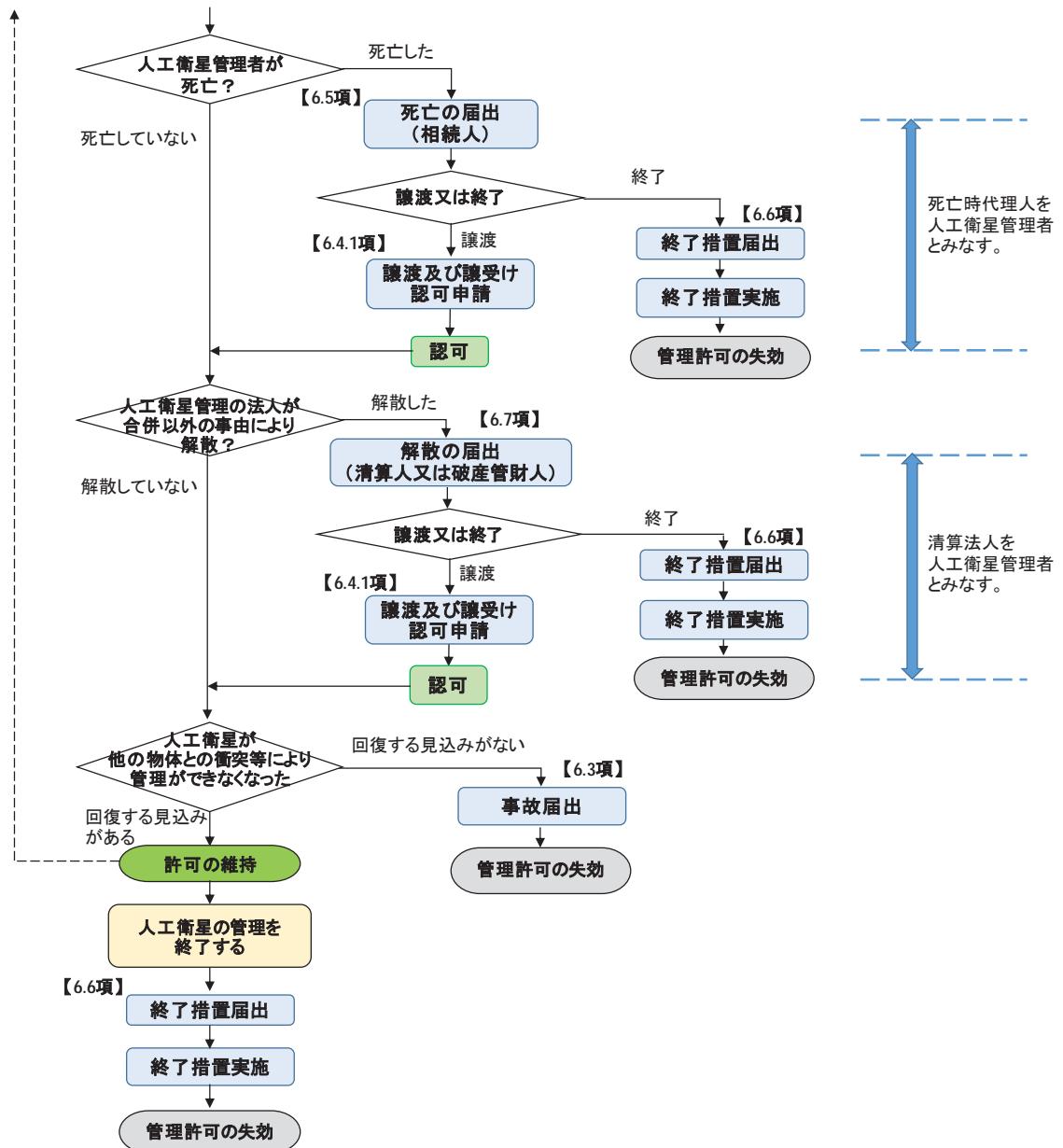


図5 人工衛星の管理に係る許可に関する各種申請フロー (2/2)

2.3. 申請書等に関する使用言語

【申請書等に関する使用言語】

規則第三十七条（書面の用語等）

この府令に規定する申請書及び届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。

- 2 この府令に規定する申請書及び届出書に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただし、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。
- 3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合は、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。

人工衛星等の打上げに係る許可を受けようとする者は様式第1、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者は様式第9、打上げ施設の適合認定を受けようとする者は様式第13、人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者は様式第17の申請書に、必要な書類を添付して提出する必要があります。

各申請書の記載事項及び記載要領は3.1.1項、4.1.1項、5.1.1項及び6.1.1項に、必要な添付書類については3.1.2項、4.1.2項、5.1.2項及び6.1.2項に示しています。申請書の記載例については第7章を参照してください。

なお、申請書は日本語で作成する必要がありますが、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができます。また、申請書の添付書類については、日本語又は英語で記載されたものに限ります。英語の場合は日本語による翻訳文を添付してください。特別の事情で申請書に添付する書類が日本語又は英語で提出できない場合は、その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付することにより、提出することも可能です。

3. 人工衛星等の打上げに係る許可関係

【人工衛星等の打上げに係る許可等】

法第四条（許可）

国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第五条（人工衛星等の打上げに係る許可の申請等）

法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

人工衛星等の打上げに係る許可を受けたならば、その旨の通知が行われ、人工衛星等の打上げ許可証が交付されます。当該許可証は、偽造等を防止するため、ウェブサイト等による公開はしないでください。

また、許可を受けた場合であっても、損害賠償担保措置を講じていなければ、人工衛星等の打上げを行ってはなりません。

3.1. 許可申請書

3.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

人工衛星等の打上げに係る許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）を提出してください。

なお、他機関へ提出している書類等に以下の内容が記載されている場合は、該当箇所を示すことでの該書類を添付書類として活用することも可能です。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計又は型式認定番号
- ③ 打上げ施設の場所、構造及び設備又は適合認定番号
- ④ ロケット打上げ計画
- ⑤ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号
- ⑥ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の名称、利用の目的及び方法
- ⑦ 人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員又は使用人の氏名
- ⑧ 法第五条に定める欠格事由の該当有無

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

- 人工衛星等の打上げを行おうとする者が個人の場合：
 - ・住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。
 - ・外国人の場合は、当該外国政府の発行した書類やこれに準ずる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。
- 人工衛星等の打上げを行おうとする者が法人の場合：
 - ・登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。
 - ・外国法人の場合は、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名、法人名、担当部署、担当者名等を記載してください。

② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計又は型式認定番号

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けたロケットでない場合は、様式第1の別紙1に人工衛星の打上げ用ロケットの設計を記載してください。
型式認定を受けたロケットを用いる場合は、型式認定番号を記載してください。この場合において、様式第1の別紙1を提出する必要はありません。

③ 打上げ施設の場所、構造及び設備又は適合認定番号

打上げ施設の適合認定を受けた打上げ施設でない場合は、様式第1の別紙2に打上げ施設の場所、構造及び設備を記載してください。

適合認定を受けた打上げ施設を用いる場合は、適合認定番号を記載してください。この場合において、様式第1の別紙2を添付する必要はありません。

④ ロケット打上げ計画

「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」第6章を参考として、様式第1の別紙3に必要事項を記載してください。

⑤ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号

➤ 「ロケットの型式」

ロケットの型式とは、機体形態の違い（補助ブースターの有無等）を考慮しない、ロケットの型式を指す名称をいいます。

例えば、現行のロケットでは、H-IIAロケット、イプシロンロケット等がロケットの型式にあたります。

なお、公序良俗に反さない名称や商標権の侵害にあたらない名称である必要があります。

➤ 「機体の名称」

機体の名称とは、機体形態の別により異なる名称のことを指します。

例えば、H-IIAロケットでは、H2A202型、H2A204型等が機体の名称にあたります。

なお、公序良俗に反さない名称や商標権の侵害にあたらない名称である必要があります。

➤ 「号機番号」

号機番号には、同一型式のロケットに対して、重複がないよう番号やアルファベット等を付与してください。

⑥ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の名称、利用の目的及び方法

➤ 「人工衛星の数」

人工衛星の打上げ用ロケットに搭載を予定している人工衛星の数を記載してください。

➤ 「人工衛星の名称」

人工衛星の打上げ用ロケットに搭載を予定しているそれぞれの人工衛星の名称を記載してください。

なお、公序良俗に反さない名称や商標権の侵害にあたらない名称である必要があります。

➤ 「利用の目的及び方法」

本マニュアル 6.1.1 項⑤を参照し、人工衛星の打上げ用ロケットに搭載を予定しているそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法を記載してください。

なお、申請時点ではダミーマスへの置き換えが想定される場合、あらかじめその旨を記載し、置き換えが確定した際には届出を行ってください。あらかじめ記載せずにダミーマスへの置き換えが生じる場合には、変更の許可を受ける必要があります。

⑦ 人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員又は使用人の氏名

役員又は使用人の住民票に記載された氏名を記載してください。

法人の場合、役員及び使用人の住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。

なお、使用人とは、申請者の使用人であって、人工衛星等の打上げに係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます（規則第 6 条）。例えば、打上げ業務を所管する部門の長などが該当します。

⑧ 法第五条に定める欠格事由の該当有無

以下のいずれかに該当する者は、人工衛星等の打上げに係る許可を受けることができません。チェック欄に該当の有無をチェックしてください。

法第五条（欠格事由）

- 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - 二 第十二条（許可の取消し）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
 - 三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - 四 法人であって、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
 - 五 個人であって、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

3.1.2. 添付書類

人工衛星等の打上げに係る許可を受けようとする場合、3.1.1 項に示す申請書に、以下に示す書類を添えて提出する必要があります（規則第 5 条第 2 項）。

- 型式認定あり、かつ、適合認定ありの場合
 - I 申請者に係る書類
- 型式認定あり、かつ、適合認定なしの場合
 - I 申請者に係る書類
 - II 適合認定を受けていない打上げ施設に必要な書類
- 型式認定なし、かつ、適合認定なしの場合
 - I 申請者に係る書類
 - II 適合認定を受けていない打上げ施設に必要な書類
 - III 型式認定を受けていない人工衛星の打上げ用ロケットに必要な書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

I 申請者に係る書類

- 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - 1) 住民票の写し又はこれに代わる書類

本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限ります。
 - 2) 使用人に係る次に掲げる書類

住民票の写し又はこれに代わる書類
- 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - 1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

外国法人においては、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。
 - 2) 法第 5 条第 4 号に定める役員及び使用人に係る次に掲げる書類

住民票の写し又はこれに代わる書類

II 適合認定を受けていない打上げ施設に必要な書類

- 1) 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
本マニュアル 5. 1. 2 項②を参照してください。
- 2) 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類（打上げ施設関係）
本マニュアル 5. 1. 1 項⑥を参照してください。
- 3) 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類（打上げ施設関係）
本マニュアル 5. 1. 2 項③を参照してください。

III 型式認定を受けていない人工衛星の打上げ用ロケットに必要な書類

- 1) 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類
本マニュアル 4. 1. 2 項②を参照してください。
- 2) 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類（ロケット関係）
本マニュアル 4. 1. 1 項③を参照してください。
- 3) 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件を記載した書類（ロケット関係）
本マニュアル 4. 1. 1 項④を参照してください。
- 4) 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
本マニュアル 4. 1. 2 項③を参照してください。
- 5) 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
本マニュアル 4. 1. 2 項④を参照してください。
- 6) 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類
本マニュアル 4. 1. 2 項⑤を参照してください。

3.2. 許可の変更関係

【人工衛星等の打上げに係る許可等】

法第七条（変更の許可等）

第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があった場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき及び型式別施設安全基準に変更があった場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

規則第九条（変更の許可の申請等）

打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣の変更の許可を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、法第七条第一項の変更の許可をしたときは、打上げ実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を返納させた上で、様式第二による許可証を再交付するものとする。
- 3 法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- 4 打上げ実施者は、法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

申請書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の許可申請又は届出のいずれかを行う必要があります。許可申請、届出の対象や具体的な例については、「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」第7章を参照してください。

3.2.1. 変更の許可申請

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするときは、実質的な変更を伴わないものを除き、変更の許可申請が必要です。

- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計又は型式認定番号
- ・ 打上げ施設の場所、構造及び設備又は適合認定番号
- ・ ロケット打上げ計画
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

変更の許可申請には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第9条第1項）。

- 1) 変更の許可申請書
- 2) 当該変更事項に係る書類
- 3) 許可証の写し

1) 変更の許可申請書

変更に係る事項を記載した申請書（様式第3）を提出してください。

2) 当該変更事項に係る書類

3.1.2 項Ⅱ及びⅢの各書類のうち、当該変更事項に係る書類を提出してください。

3) 許可証の写し

交付された人工衛星等の打上げ許可証の写しを提出してください。

変更の許可がなされたならば、その旨の通知が行われます。その場合は、新たな許可証が再交付されますので、既に交付された許可証を返納してください。

3.2.2. 変更の届出

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするときは、変更の届出が必要です。

- ・ 打上げ実施者の氏名又は名称及び住所
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称
- ・ 人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員又は使用人の氏名
- ・ 法第5条に定める欠格事由の該当有無
- ・ 3.2.1項の許可申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの

変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第9条第4項）。

- 1) 変更届出書
- 2) 変更事項に係る書類
- 3) 許可証の写し

1) 変更届出書

変更に係る事項を記載した届出書（様式第4）を提出してください。

2) 変更事項に係る書類

3.1.2 項I、II及びIIIの各書類のうち、変更事項に係る書類を提出してください。

3) 許可証の写し

交付された人工衛星等の打上げ許可証の写しを提出してください。

変更の届出の場合は、新たな許可証は再交付されませんので、既に交付された許可証の返納は不要です。

3.3. 承継関係

【人工衛星等の打上げに係る許可等】

法第十条（承継）

打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

- 2 打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 4 第五条及び第六条（第三号（ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、前三項の認可について準用する。
- 5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあっては、当該事業の譲渡、合併又は分割があったとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失う。

規則第十条（打上げ実施者の地位の承継の認可の申請）

法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第五による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 法第十条第三項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

承継の認可を受け、ロケット打上げ計画（ロケット打上げ計画を実行する体制を除く。）に変更が生じる場合においては、変更の許可申請又は届出が必要です。

3.3.1. 譲渡

打上げ実施者が人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第 10 条第 1 項）。

- 1) 認可申請書（様式第五）
- 2) 譲受人に係る規則第五条第二項第一号に掲げる書類（申請者に係る書類）
- 3) 譲受人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（ロケット打上げ計画を実行する体制に係る書類）
- 4) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- 5) 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- 6) 許可証の写し

3.3.2. 合併

打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、合併後存続する法人又は合併により設立される法人に人工衛星等の打上げに係る事業の承継を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第 10 条第 2 項）。

- 1) 認可申請書（様式第六）
- 2) 合併の方法及び条件が記載された書類
- 3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る規則第五条第二項第一号ロに掲げる書類（申請者に係る書類）
- 4) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（ロケット打上げ計画を実行する体制に係る書類）
- 5) 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- 6) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類
- 7) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類
- 8) 許可証の写し

3.3.3. 分割

打上げ実施者である法人が分割により人工衛星等の打上げに係る事業の承継を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第10条第3項）。

- 1) 認可申請書（様式第七）
- 2) 分割の方法及び条件が記載された書類
- 3) 分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人に係る規則第五条第二項第一号ロに掲げる書類（申請者に係る書類）
- 4) 分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（ロケット打上げ計画を実行する体制に係る書類）
- 5) 分割契約書（新設分割場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- 6) 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
- 7) 許可証の写し

3.4. 許可の失効の届出

【人工衛星等の打上げに係る許可等】

法第十二条（死亡等による許可の失効）

前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡したときその相続人
- 二 法人が破産手続開始の決定により解散したときその破産管財人
- 三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したときその清算人
- 四 人工衛星等の打上げを終えたとき打上げ実施者であった個人又は打上げ実施者であった法人を代表する役員

規則第十二条（死亡等の届出）

法第十二条の各号に定める者は、同条の規定による届出をするときは、様式第八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、法第十二条第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を添えなければならない。

人工衛星等の打上げを終えたときは、人工衛星等の打上げ許可はその効力を失います。打上げ実施者であった者は、打上げを終えた日から30日以内に、必要な書類を提出してください。

○ 人工衛星等の打上げを終えたとき

届出者 : 打上げ実施者であった個人又は法人を代表する役員

提出書類 : 届出書（様式第八）

打上げ実施者が次のいずれかの事項に該当することとなつたときは、人工衛星等の打上げの許可はその効力を失います。各事項に定める者は、その事項に該当することとなつた日から30日以内に、必要な書類を提出してください。

- 打上げ実施者であった個人が死亡したとき

届出者 : その相続人

提出書類 : 届出書（様式第八）及び許可証の原本

- 打上げ実施者であった法人が破産手続開始の決定により解散したとき

届出者 : その破産管財人

提出書類 : 届出書（様式第八）及び許可証の原本

- 打上げ実施者であった法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき

届出者 : その精算人

提出書類 : 届出書（様式第八）及び許可証の原本

4. 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定関係

【人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定等】

法第十三条（型式認定）

内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。

2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第十三条（人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等）

法第十三条第一項の型式認定を受けようとする者は、様式第九による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けたならば、その旨の通知が行われ、型式認定書が交付されます。当該型式認定書は、偽造等を防止するため、ウェブサイト等による公開はしないでください。

4.1. 型式認定申請書

4.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第9）を提出してください。

なお、他機関へ提出している書類等に以下の内容が記載されている場合は、該当箇所を示すことで当該書類を添付書類として活用することも可能です。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計
- ③ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
- ④ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者が個人の場合：
 - ・住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。
 - ・外国人の場合は、当該外国政府の発行した書類やこれに準ずる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。
- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者が法人の場合：
 - ・登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。
 - ・外国法人の場合は、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名、法人名、担当部署、担当者名等を記載してください。

② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

様式第1の別紙1を用い、人工衛星の打上げ用ロケットのシステム概要、打上げ能力、飛行安全管制に係る機能の概要を示してください。

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定は、複数の機体形態(補助ブースターの有無など)について一つの申請とすることが可能です。その際、飛行能力等、機体形態によって設計の結果が異なるものについては、その各々がロケット安全基準に適合する必要があります。

搭載ペイロード質量や投入軌道、打上げ季節の影響等については、想定される幅を考慮した上で設定し、記載してください。

③ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

当該ロケットにおいて、発射から軌道投入までロケット正常時、異常時及び打上げ前の打上げ施設の周辺の安全を確保するための方針、具体的方法及び検証方法を記載してください。必要に応じて別紙等を添付して詳細な説明を追加してください。

飛行中断措置については飛行中断手段及びその全体構成について記載してください。

④ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件

人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設とのインターフェースに関する技術的条件及びその適合性を確認する方法を記載してください。必要に応じて別紙等を添付して詳細な説明を追加してください。

人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設との技術的条件は、人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の組合せにより異なるため一様ではありませんが、一例として以下のようないくつかの項目が想定されます。

- 打上げ施設とロケットとの物理的、電気的インターフェース仕様、インターフェース図
- ロケットの発射初期の飛行経路を定めるための打上げ施設の発射装置の能力仕様
- ロケットの発射カウントダウンシーケンスと緊急停止を実現するための仕組み

4.1.2. 添付書類

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする場合は、4.1.1項に示す申請書に、以下に示す書類を添えて提出する必要があります（規則第13条第2項）。

- ① 申請者に係る書類
- ② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類
- ③ 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
- ④ 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
- ⑤ 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

① 申請者に係る書類

- 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類
本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限ります。
- 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
外国法人においては、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。

② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類

「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン」第6章を参考として、人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準（規則第7条）に適合することを示す設計図、システムブロック図、解析結果、試験結果等を示してください。その内容の例としては以下が考えられます。なお、該当箇所を示すことで既存の設計書等の文書を活用することも可能です。

- 飛行能力
 - ・ 飛行計画

- 投入軌道、搭載人工衛星
 - ロケットのシステム構成および推進薬の配分
 - 飛行シーケンス・オブ・イベント
 - ノミナルおよび分散飛行経路プロファイル
 - 飛行安全管制
 - 分離物落下予想区域の設定位置等、飛行安全上の成立性も考慮すること
 - ・ノミナルおよび分散飛行経路計算条件
 - 想定する射点情報（位置座標、高度等）、機体（質量、推進性能、推力パター
ン等）、環境条件（風、大気密度等）等の入力条件及びデータの説明を含む
 - ノミナル及び分散飛行経路、分散データの源泉（各条件（推力、風等）のばら
つき）
 - 飛行の制御が適切に行われることを示すデータ
 - 複数の機体形態（補助ブースターの有無等）について型式申請を行う場合は、
機体形態ごとの設計結果
- 着火装置等の故障、誤作動を防止する措置
- ・ロケットの着火装置等のシステム概要
 - ・故障許容設計
 - ブロック図 ※電源系統、制御ラインの情報を含む
 - 故障許容設計確認試験結果 ※試験条件含む
 - ・火工品へのシールド設計
 - 火工品仕様及びシールド等部品仕様
 - 火工品点火機構の説明
 - ブロック図 ※電源系統、制御ラインの情報を含む
 - 試験確認結果
 - 電磁適合性確認結果 ※最大不着火エネルギーに対するマージンも考慮
- 飛行安全管制のための機能
- ・飛行安全管制用データ計測、送信機能のシステム概要
 - ・各機器の機能、主要仕様・性能情報（周波数帯、送信電力、送受信周期、変調方式、
誤差情報等）
 - ・ブロック図 ※電源系統含む
 - ・機体に搭載される機器の位置、計装情報 ※送受信機、アンテナ等、関連機器全て
 - ・地上局とのデータインターフェース仕様（データフォーマット、周波数、送信周期、
ディレイ等）
 - ・機能及び電波試験結果
- 飛行中断機能
- ・飛行中断機能（コマンド受信機、飛行中断機器等）のシステム概要 ※飛行中断手

段の説明含む

- ・ 各機器の機能、主要仕様・性能情報（周波数帯、送信電力、送受信周期、変調方式、誤差情報等）
- ・ 飛行中断機構の説明 ※コマンド受信から飛行中断機構作動、飛行中断における各システム状態・状態遷移とデータ（制御信号）の流れ
- ・ 早期分離破壊機構の説明 ※飛行中断の方法が地上からの信号を受信することにより行う場合のコマンド受信機搭載段、又は飛行中断の方法がロケット機体側で判断することにより行う場合の機体側判断装置搭載段以外の段が、当該搭載段から早期に分離した場合において自動的に飛行を中断する機構の説明
- ・ ブロック図 ※電源系統含む
- ・ 機体に搭載される機器の位置、計装情報 ※受信機、アンテナ、飛行中断機構等、関連機器全て
- ・ 故障許容設計 ※不期作動対策として使用している場合
 - ブロック図 ※制御ラインの情報を含む
 - 故障許容設計確認試験結果 ※試験条件含む
- ・ 火工品へのシールド設計 ※火工品による飛行中断システムの場合
 - ブロック図
 - 電磁適合性確認結果 ※最大不着火エネルギーに対するマージンも考慮
- ・ 地上局とのデータインターフェース仕様（データフォーマット、暗号化、ヘルスチェック、ディレイ等）
- ・ 機能及び電波試験結果
- ・ 飛行中断による破片様相検討結果（飛行中断後の機体状況、破片化等）
- ・ 傷害予測数（Ec）解析結果

➢ 重要なシステム等の信頼性及び冗長性

- ・ 信頼性解析、試験結果
- ・ ブロック図 ※電源系統含む、前述の機器と重複する場合は省略可能
- ・ 機体に搭載される機器の位置、計装情報 ※前述の機器と重複する場合は省略可能
- ・ 機能及び電波試験結果

➢ 人工衛星等の分離に係る軌道上デブリ発生の抑制

- ・ デブリ発生防止設計
 - システム概要
 - ブロック図
 - 試験結果

➢ ロケット軌道投入段に係る軌道上デブリ発生の抑制

- ・ デブリ発生防止設計

- システム概要
- ブロック図
- 試験結果
- 運用計画
- ・ミッション終了後再突入する場合はその機能試験結果及び地上へのリスク評価結果、運用計画

(3) 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類

既に同型ロケットにて打上げ実績のある人工衛星の打上げ用ロケットについては、飛行実績として以下を記載した書類を提出してください。また、あわせて液体ロケットエンジンや固体ロケットモータの性能を保証する試験結果等を示してください。

- ・ 総打上げ回数
- ・ 打上げ年月日、打上げ施設、ペイロード情報（名称、質量、投入軌道）、軌道投入誤差、打上げの成否
- ・ 同型ロケット打上げ開始からの、重要なシステム等に係る主な設計変更の有無、変更有りの場合はその概要及び理由
- ・ その他、特筆すべき事項（重大な不具合があった場合の原因究明結果、再発防止対策等）

打上げ実績のない人工衛星の打上げ用ロケットについては、エンジン燃焼試験や類似するロケットの飛行試験（弾道飛行でも可）の条件及び結果を示してください。

(4) 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類

当該ロケットの信頼性をアビオニクス、推進システム、構造体等、各分野に対して適切な評価方法にて検討し、打上げフェーズごとにロケットの飛行を中断すべき事態が発生する確率を示してください。

また、飛行中断の方法が液体ロケットエンジンや固体ロケットモータ等の破壊を伴う場合にあっては、傷害予測数 (E_c) の計算に必要な破壊後の破片の大きさや分散の程度を示してください。

(5) 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類

実際に製造するロケットが設計に合致していることを検証する方法を示してください。例えば、検査実施要領書などが該当します。

4.2. 認定の変更関係

【人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定等】

法第十四条（設計等の変更）

前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があった場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

規則第十四条（設計等の変更の申請等）

法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。

- 一 前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類
 - 二 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類
 - 三 法第十三条第四項の型式認定書の写し
- 2 内閣総理大臣は、法第十四条第一項の変更の認定をしたときは、法第十三条第一項の型式認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定に係る同条第四項の型式認定書を返納させた上で、様式第十による型式認定書を再交付するものとする。
 - 3 法第十四条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十三条第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
 - 4 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十二による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十三条第四項の型式認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

申請書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の認定申請又は届出のいずれかを行う必要があります。認定申請、届出の対象や具体的な例については「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン」第7章を参照してください。

4.2.1. 変更の認定申請

次の事項を変更しようとするときは、実質的な変更を伴わないものを除き、変更の認定申請が必要です。

- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

変更の認定申請には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第14条第1項）。

- 1) 変更の認定申請書
- 2) 当該変更事項に係る書類
- 3) 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類
- 4) 型式認定書の写し

1) 変更の認定申請書

変更に係る事項を記載した申請書（様式第11）を提出してください。

2) 当該変更事項に係る書類

4.1.2項③から⑤までの書類のうち、当該変更事項に係る書類を提出してください。

3) 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類

当該変更後の4.1.2項②の書類を提出してください。

4) 型式認定書の写し

交付された型式認定書の写しを提出してください。

変更の認定がなされたならば、その旨の通知が行われます。その場合は、新たな型式認定書が再交付されますので、既に交付された型式認定書を返納してください。

4.2.2. 変更の届出

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするときは、変更の届出が必要です。

- ・ 型式認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件
- ・ 4.2.1項の認定申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの

変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第14条第4項）。

- 1) 変更届出書
- 2) 変更事項に係る書類
- 3) 型式認定書の写し

1) 変更届出書

変更に係る事項を記載した届出書（様式第 12）を提出してください。

2) 変更事項に係る書類

4. 1. 2 項の各書類のうち、変更事項に係る書類を提出してください。

3) 型式認定書の写し

交付された型式認定書の写しを提出してください。

変更の届出の場合は、新たな型式認定書は再交付されませんので、型式認定書の返納は不要です。

5. 打上げ施設の適合認定関係

【打上げ施設の適合認定等】

法第十六条（適合認定）

内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式（その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る。）ごとに、適合認定を行う。

- 2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第十六条（打上げ施設の適合認定の申請等）

法第十六条第一項の適合認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

打上げ施設の適合認定を受けたならば、その旨の通知が行われ、打上げ施設認定書が交付されます。当該打上げ施設認定書は、偽造等を防止するため、ウェブサイト等による公開はしないでください。

5.1. 適合認定申請書

5.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

打上げ施設の適合認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第13）を提出してください。

なお、他機関へ提出している書類等に以下の内容が記載されている場合は、該当箇所を示すことでの該書類を添付書類として活用することも可能です。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 打上げ施設の場所、構造及び設備
- ③ 型式認定番号
- ④ 型式
- ⑤ 型式認定年月日
- ⑥ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

- 打上げ施設の適合認定を受けようとする者が個人の場合：
 - ・住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。
 - ・外国人の場合は、当該外国政府の発行した書類やこれに準ずる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。
- 打上げ施設の適合認定を受けようとする者が法人の場合：
 - ・登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。
 - ・外国法人の場合は、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名、法人名、担当部署、担当者名等を記載してください。

② 打上げ施設の場所、構造及び設備

➤ 「場所」

打上げ施設（人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設）の所在地を記載してください。また、無線設備等、打上げに必要な設備が複数の場所に所在する場合は、それぞれの所在地を記載してください。

➤ 「構造及び設備」

打上げ施設を構成する要素及び配置図を記載してください。打上げ施設の構造及び構成は、施設ごとに異なるため一様ではありませんが、一例として以下のようない構成が想定

されます。

- ・火薬類等の保安物の貯蔵所
- ・ロケット、人工衛星の組立棟
- ・射点周辺
- ・飛行安全管制棟

なお、記載には、打上げ施設の周辺の安全を確保できることを示すことが必要です。そのため、外部との境界線、当該設備に対する第三者の進入防止のための設備についても、配置図として記載してください。

③ 型式認定番号

打上げ施設の適合認定は、ロケットの型式ごとに受ける必要があります。
当該打上げ施設で打ち上げるロケットの型式認定番号を記載してください。

④ 型式

当該打上げ施設で打ち上げる、型式認定を受けたロケットの型式を記載してください。

⑤ 型式認定年月日

当該打上げ施設で打ち上げる、型式認定を受けたロケットの型式認定年月日を記載してください。

⑥ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

当該打上げ施設において、発射から軌道投入までロケット正常時、異常時及び打上げ前の打上げ施設の周辺の安全を確保するための方針、具体的方法及び検証方法を記載してください。必要に応じて別紙等を添付して詳細な説明を追加してください。

飛行中断措置については飛行中断手段及びその全体構成について記載してください。

5.1.2. 添付書類

打上げ施設の適合認定を受けようとする場合、5.1.1 項に示す申請書に、以下に示す書類を添えて提出する必要があります（規則第 16 条第 2 項）。

- ① 申請者に係る書類
- ② 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
- ③ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

① 申請者に係る書類

- 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類
本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限ります。
- 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
外国法人においては、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。

② 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類

「打上げ施設の適合認定に関するガイドライン」第 6 章を参考として、打上げ施設が型式別施設安全基準（規則第 8 条）に適合することを示す設計図、システムブロック図、解析結果、試験結果等を示してください。その内容の例としては以下が考えられます。なお、該当箇所を示すことで既存の設計書等の文書を活用することも可能です。

- 警戒区域の確保及び第三者の進入防止対策等
 - ・ 警戒区域の確保
 - 警戒区域が確保できることの説明
 - ・ 第三者の進入防止対策等
 - フェンス、入退場管理システム、警備員の巡回などの第三者の進入防止対策の説明

➤ 発射装置

- ・ 発射装置のシステム概要
- ・ 安全確保の手段と設計情報

➤ 着火装置等の故障、誤作動を防止する措置

- ・ 打上げ施設を含むロケットシステムの着火装置等のシステム概要
- ・ 故障許容設計
 - ブロック図 ※電源系統、制御ラインの情報を含む
 - 故障許容設計確認試験結果 ※試験条件含む
- ・ 火工品へのシールド設計
 - 火工品仕様及びシールド等部品仕様
 - 火工品点火機構の説明
 - ブロック図 ※電源系統、制御ラインの情報を含む
 - 試験確認結果
 - 電磁適合性確認結果 ※最大不着火エネルギーに対するマージンも考慮

➤ 飛行安全管制のための機能

- ・ 飛行安全管制用データ計測、送信機能のシステム概要
- ・ 各機器の機能、主要仕様・性能情報（周波数帯、送信電力、送受信周期、変調方式、誤差情報等）
- ・ ブロック図 ※電源系統含む
- ・ ロケットとのデータインターフェース仕様（データフォーマット、周波数、送信周期、ディレイ等）
- ・ 機能及び電波試験結果

➤ 飛行中断機能（施設からロケット機体までを含めた説明）

- ・ 飛行中断機能（コマンド送信機等）のシステム概要 ※飛行中断手段の説明含む
- ・ 各機器の機能、主要仕様・性能情報（周波数帯、送信電力、送受信周期、変調方式、誤差情報等）
- ・ 機体搭載の飛行中断機能との連携 ※コマンド送信から飛行中断機構作動、飛行中断に至る機体側のシステム動作と地上システムにおける確認方法、アンサバッタ等
- ・ ブロック図 ※電源系統含む
- ・ 故障許容設計 ※不期作動対策として使用している場合
 - ブロック図 ※制御ラインの情報を含む
 - 故障許容設計確認試験結果 ※試験条件含む
- ・ 機体搭載火工品の誤動作防止への配慮
 - 誤放射防止対策
 - 適切な電波設備配置

- 電磁波放射禁止時間帯の設定 等
 - ・ロケットとのデータインターフェース仕様 (データフォーマット、暗号化、ヘルスチェック、ディレイ等)
 - ・機能及び電波試験結果
 - ・飛行中断後のデータ収集機能
- 重要なシステム等の信頼性及び冗長性
- ・信頼性解析、試験結果
 - ・ブロック図 ※電源系統含む、前述の機器と重複する場合は省略可能
 - ・機能及び電波試験結果

③ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類

人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設とのインターフェースに関する技術的条件及び適合性を確認する方法を記載してください。必要に応じて別紙等を添付して詳細な説明を追加してください。

人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設との技術的条件は、人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の組合せごとに異なるため一様ではありませんが、一例として以下のようないくつかの項目が想定されます。

- 打上げ施設とロケットとの物理的、電気的インターフェース仕様、インターフェース図
- ロケットの発射初期の飛行経路を定めるための打上げ施設の発射装置の能力仕様
- ロケットの発射カウントダウンシーケンスと緊急停止を実現するための仕組み

5.2. 認定の変更関係

【打上げ施設の適合認定等】

法第十七条（打上げ施設の場所等の変更）

前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとき（型式別施設安全基準の変更があった場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

規則第十七条（打上げ施設の場所等の変更の申請等）

法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。

- 一 前条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類
- 二 当該変更後の打上げ施設が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
- 三 法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写し
- 2 内閣総理大臣は、法第十七条第一項の変更の認定をしたときは、法第十六条第一項の適合認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該打上げ施設の適合認定に係る同条第四項の打上げ施設認定書を返納させた上で、様式第十四による打上げ施設認定書を再交付するものとする。
- 3 法第十七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- 4 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、法第十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

申請書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の認定申請又は届出のいずれかを行う必要があります。認定申請、届出の対象や具体的な例については「打上げ施設の適合認定に関するガイドライン」第7章を参照してください。

5.2.1. 変更の認定申請

次の事項を変更しようとするときは、実質的な変更を伴わないものを除き、変更の認定申請が必要です。

- ・ 打上げ施設の場所、構造及び設備
- ・ 飛行中断措置その他人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

変更の認定申請には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第 17 条第 1 項）。

- 1) 変更の認定申請書
- 2) 当該変更事項に係る書類
- 3) 当該変更後の打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
- 4) 打上げ施設認定書の写し

1) 変更の認定申請書

変更に係る事項を記載した申請書（様式第 15）を提出してください。

2) 当該変更事項に係る書類

当該変更事項に係る 5.1.2 項③の書類を提出してください。

3) 当該変更後の打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類

当該変更後の 5.1.2 項②の書類を提出してください。

4) 打上げ施設認定書の写し

交付された打上げ施設認定書の写しを提出してください。

変更の認定がなされたならば、その旨の通知が行われます。その場合は、新たな打上げ施設認定書が再交付されますので、既に交付された打上げ施設認定書を返納してください。

5.2.2. 変更の届出

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするときは、変更の届出が必要です。

- ・ 適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定年月日
- ・ 5.2.1 項の認定申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの

変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第 17 条第 4 項）。

- 1) 変更届出書
- 2) 変更事項に係る書類
- 3) 打上げ施設認定書の写し

1) 変更届出書

変更に係る事項を記載した届出書（様式第 16）を提出してください。

2) 変更事項に係る書類

5.1.2 項の各書類のうち、変更事項に係る書類を提出してください。

3) 打上げ施設認定書の写し

交付された打上げ施設認定書の写しを提出してください。

変更の届出の場合は、新たな打上げ施設認定書は再交付されませんので、打上げ施設認定書の返納は不要です。

6. 人工衛星の管理に係る許可関係

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十条（許可）

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第二十条（人工衛星の管理に係る許可の申請等）

第二十条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十七による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

人工衛星の管理に係る許可を受ける必要がある場合とそうでない場合の具体的な例を、次に示します。許可申請が必要か否かを明確に判断できない場合は、事前に内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下「事務局」という。）へ相談してください。

○ 人工衛星の管理に係る許可を受ける必要がある場合

- ・ 国内又は国外のロケットで打ち上げられた人工衛星を、国内に所在する人工衛星管理設備を用いて管理する場合
- ・ 人工衛星の位置を把握したり制御したりする信号の一部又は全部を国内の運用場所（電子計算機が存在する場所）で生成し、当該信号をネットワーク等を経由して国内の地上局は用いずに国外の地上局のみから送信し、人工衛星を管理する場合
- ・ 国外に引き渡す人工衛星について、国内に所在する人工衛星管理設備を用いて初期運用を行う場合
- ・ 国外の人工衛星管理設備のみを用いて管理されていた人工衛星を、その管理の途中から国内に所在する人工衛星管理設備を用いて管理を開始する場合
- ・ 宇宙ステーション補給機の貨物として宇宙ステーションに輸送された後、当該宇宙ステーションからの放出により国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を開始する場合
- ・ 人工衛星からの分離物について、分離後に国内に所在する人工衛星管理設備を用いてその管理を行う場合

- 人工衛星の管理に係る許可を受ける必要がない場合
 - ・ 国内のロケットで打ち上げる人工衛星であるが、国内に所在する人工衛星管理設備を用いて管理を行わない場合
 - ・ 人工衛星の位置を把握したり制御したりする信号を国外の運用場所で生成し、当該信号をネットワーク等を経由して国内の地上局から送信し、国外の人工衛星を管理する場合
 - ・ 人工衛星管理設備を用いて人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握するが、これら全てを制御しない場合（バスの制御を一切行わない場合）
 - ・ 宇宙ステーション補給機の貨物として宇宙ステーションに輸送された後、当該宇宙ステーションの外部に配置され一体運用される場合
 - ・ 人工衛星からの分離物について、分離後にその管理を行わない場合（位置、姿勢及び状態の把握を行わない場合や、これら全てを制御しない場合）

人工衛星の管理に係る許可を受けたならば、その旨の通知が行われ、人工衛星の管理許可証が交付されます。当該許可証は、偽造等を防止するため、ウェブサイト等による公開はしないでください。

6.1. 許可申請書

6.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第17）を提出してください。

なお、他機関へ提出している書類等に以下の内容が記載されている場合は、該当箇所を示すことでの該書類を添付書類として活用することも可能です。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 人工衛星の名称
- ③ 人工衛星管理設備の場所
- ④ 人工衛星の軌道
- ⑤ 人工衛星の利用の目的及び方法
- ⑥ 人工衛星の構造
- ⑦ 法第二十二条第四号に定める終了措置の内容
- ⑧ 管理計画
- ⑨ 死亡時代理人の氏名又は名称及び住所
- ⑩ 人工衛星の管理に係る業務を行う役員又は使用人の氏名
- ⑪ 法第二十一条に定める欠格事由の該当有無

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

- 人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者が個人の場合：
 - ・住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。
 - ・外国人の場合は、当該外国政府の発行した書類やこれに準ずる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。
- 人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者が法人の場合：
 - ・登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。
 - ・外国法人の場合は、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名、法人名、担当部署、担当者名等を記載してください。

② 人工衛星の名称

管理する人工衛星の名称を記載してください。
なお、公序良俗に反さない名称や商標権の侵害にあたらない名称をつけてください。

(3) 人工衛星管理設備の場所

人工衛星管理設備の所在する住所を記載してください。

運用場所と地上局の場所が異なる場合には、本項目には運用場所を記載し、地上局の場所については⑧管理計画にて記載してください。また、運用場所が複数の箇所に所在する場合は、それらを併記してください。その他、人工衛星の管理の形態により記載すべき運用場所を明確に判断できない場合は、事前に事務局へ相談してください。

(4) 人工衛星の軌道

申請時点で想定される人工衛星の軌道について種類（地球周回軌道、惑星遷移軌道等）とともに記載してください。例えば、地球周回衛星の場合であれば、軌道長半径、離心率、軌道傾斜角、昇交点赤経、近地点引数及び近地点通過時刻が該当します。これらの具体的な数値は、変更の許可申請や届出をその都度行う必要をなくすため、現実的な幅を持たせて記入することができます。

(5) 人工衛星の利用の目的及び方法

人工衛星の利用の目的については、例えば電気通信、科学観測、地球観測等が、利用の方法については、商業利用、研究開発や学術研究への利用等が考えられますが、その対象分野、用途について記載してください。

複数分野が想定される場合は、いずれの項目についても記載してください。

(6) 人工衛星の構造

人工衛星の寸法（運用時）、全備質量、設計寿命、電源方式、姿勢制御方式、推進方式、推進薬種類、推進薬質量、主要構造材料、主要搭載機器を様式第17の別紙1-1に記載してください。これらの具体的な数値は、変更の許可申請や届出をその都度行う必要をなくすため、例えば推進薬質量などロケット打上げの直前まで確定しないものについては、現実的な幅を持たせて記入することができます。また、人工衛星の概要図、人工衛星システム系統図を様式第17の別紙1-2に記載してください。

その他、人工衛星の構造に係る設計上の対策を、「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」6.2項を参考として別紙1-3～1-5に記載してください。

(7) 法第二十二条第四号に定める終了措置の内容

人工衛星の終了措置として、人工衛星の高度を下げて（自然落下による軌道低下措置を含む）空中で燃焼させることや、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれないように軌道高度を上げること、地球以外の天体への軌道投入又は落下させること等が考えられます。

このため、法第 22 条第 4 号で示される措置のうちどの措置を採用する計画かを示し、その内容を記載してください。

なお、申請時点で複数の終了措置を想定している場合は、それら複数を記載してください。

⑧ 管理計画

人工衛星の管理として、他の人工衛星との衝突を避けるための措置、その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要な措置を計画する必要があります。また、申請者は当該管理計画を実行する十分な能力を有することを示す必要があります。なお、申請者が個人の場合は、死亡時代理人も当該能力を有することを示す必要があります。

このため、「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」6.3 項を参考として、以下に関する内容を様式第 17 の別紙 2 に記載してください。

- 人工衛星管理設備の概要
 - ・ 人工衛星の管理を行う運用場所（電子計算機が存在する場所）及び地上局の場所等について記載してください。
- 人工衛星の管理の方法
 - ・ 運用場所と人工衛星の間で信号を送受信する地上局を含めた情報伝達経路の概要を記載してください。
 - ・ 運用フェーズ毎の運用内容を記載してください。
 - ・ 人工衛星がコンステレーションを構成するものであり、既に管理が行われている他の人工衛星が存在する場合は、当該人工衛星の名称等、当該人工衛星を識別可能な情報を記載してください。人工衛星の管理に係る許可を受けたものである場合は、当該人工衛星の名称及び許可番号を記載してください。
- 分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止
 - ・ 人工衛星を構成する機器等の分離又は結合をする場合は、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさないための管理手順等を記載してください。
- 異常時の破碎防止
 - ・ 人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破碎を予防する措置又は終了措置を講ずることを記載してください。
- 他の人工衛星等との衝突回避
 - ・ 軌道を変更する能力を有する人工衛星にあっては、他の人工衛星等と衝突する可能性の情報把握の方法、情報を入手した場合における回避措置を講ずるか否

かの判断条件等について記載してください。

➤ 終了措置

- ・ 人工衛星の終了措置として採用を計画している措置について、その内容を記載してください。

➤ 人工衛星の管理を実行する体制の構築

- ・ 管理の組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築、要員への訓練等、適切な体制が整備されることを記載してください。

⑨ 死亡時代理人の氏名又は名称及び住所

人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者が個人の場合に必要となる記載事項です。

死亡時代理人が個人の場合にあっては住民票に記載された氏名及び住所を、法人の場合にあっては登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

⑩ 人工衛星の管理に係る業務を行う役員又は使用人の氏名

役員又は使用人の住民票に記載された氏名を記載してください。

法人の場合、役員及び使用人の住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。

なお、使用人とは、申請者の使用人であって、人工衛星の管理に係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます（規則第21条）。例えば、管理業務を所管する部門の長などが該当します。

⑪ 法第二十一条に定める欠格事由の該当有無

以下のいずれかに該当する者は、人工衛星の管理に係る許可を受けることができません。チェック欄に該当の有無をチェックしてください。

法第二十一条（欠格事由）

- 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - 二 第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
 - 三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - 四 法人であって、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
 - 五 個人であって、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの
 - 六 個人であって、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

6.1.2. 添付書類

人工衛星の管理に係る許可を受けようとする場合、6.1.1 項に示す申請書に以下の書類を添えて提出する必要があります（規則第 20 条第 2 項）。

- ① 申請者に係る書類
- ② 人工衛星の構造が規則第二十二条に定める基準に適合していることを証する書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

① 申請者に係る書類

- 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - 1) 住民票の写し又はこれに代わる書類
本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限ります。
 - 2) 使用人及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類
住民票の写し又はこれに代わる書類
- 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - 1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
外国法人においては、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。
 - 2) 法第 21 条第 5 号に定める役員及び使用人に係る次に掲げる書類
住民票の写し又はこれに代わる書類

② 人工衛星の構造が規則第二十二条に定める基準に適合していることを証する書類

「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」6.2 項を参考として、人工衛星の構造が人工衛星の構造に関する基準（規則第 22 条）に適合することを示す設計図、システムブロック図、解析結果、試験結果等を示してください。その内容の例としては以下が考えられます。なお、該当箇所を示すことで既存の設計書等の文書を活用することも可能です。

- 意図しない物体放出防止のための仕組み
 - ・ 人工衛星を構成する機器が容易に離脱、飛散しない構造であることを、構造解析又は環境試験で評価されていることを示してください。なお、当該人工衛星に負荷される環境条件は、一般的にはロケットの発射から人工衛星の分離までの期間が最も厳しい環境条件となります。
 - ・ 人工衛星が軌道上において、アンテナ、太陽電池パネル等の分離・展開機構を有する場合は、当該動作において、容易に機器等が飛散しない機構であることを示してください。
 - ・ 燃焼生成物の放出は、必要最小限となっていることを示してください。
- 分離又は結合を行うものにあっては、その仕組み
 - ・ 人工衛星を構成する機器等を分離・放出する場合（親衛星から子衛星を分離する場合を含む）は、当該動作において容易に機器等が飛散しない機構であることを示してください。また、放出された機器等が有人宇宙船等及び他の人工衛星の管理に重大な支障を及ぼさないよう、適切な軌道に投入できることを示してください。
 - ・ 他の人工衛星等へのドッキングやデブリ捕獲を実施する場合は、結合・捕獲の動作において衝突により破片等が発生しないような機構であることを示してください。
- 破碎を予防する仕組み
 - ・ 人工衛星は、破碎に至る異常を検知するため、当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を直接又は他の無線設備を経由して人工衛星管理設備に送信できる機能を有していることを示してください。
 - ・ 人工衛星が破碎してデブリを発生することを未然に防止するために、異常時には全ての残留エネルギーの除去又は安全化を行うことができる機能を有していることを示してください。
- 地球に再突入するものにあっては、公共の安全の確保のための仕組み
 - ・ 人工衛星の管理の期間中又は終了後、地球に落下する人工衛星若しくは人工衛星を構成する機器等は、完全に燃焼する構造であること、又は完全に燃焼しない場合は、着地若しくは着水が予想される地点に対するリスクが国際標準若しくは各国宇宙機関等が定める基準と同等以下となる構造であることを示してください。
- 他の天体由来の物質を地球に落下させて回収するものにあっては、地球の環境の悪化を防止する仕組み
 - ・ 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した人工衛星又は人工衛星を構成する機器若しくは部品を地球に落下させて回収する場合（他の天体で採取した物資や他の天体由来の付着物を含む）は、COSPAR が規定する惑星

保護方針（Planetary Protection Policy）に準拠した措置を講じていることを示してください。

- 地球以外の天体を回る軌道に投入又は当該天体に落下させるものにあっては、当該天体の有害な汚染を防止する仕組み
 - ・ 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星若しくは人工衛星を構成する機器等は、COSPAR が規定する惑星保護方針（Planetary Protection Policy）に準拠した措置を講じていることを示してください。

6.2. 許可の変更関係

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十三条（変更の許可等）

第二十条第一項の許可を受けた者（以下「人工衛星管理者」という。）は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

規則第二十五条（変更の許可の申請等）

人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。

- 2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。
- 3 法第二十三条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わなものとする。
- 4 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

申請書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の許可申請又は届出のいずれかを行う必要があります。許可申請、届出の対象や具体的な例については「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」第7章を参照してください。

6.2.1. 変更の許可申請

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするときは、実質的な変更を伴わぬものを除き、変更の許可申請が必要です。

- ・ 人工衛星の利用の目的及び方法
- ・ 人工衛星の構造
- ・ 終了措置の内容
- ・ 管理計画
- ・ 死亡時代理人の氏名又は名称及び住所

変更の許可申請には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第 25 条第 1 項）。

- 1) 変更の許可申請書
- 2) 当該変更事項に係る書類
- 3) 許可証の写し

1) 変更の許可申請書

変更に係る事項を記載した申請書（様式第 19）を提出してください。

2) 当該変更事項に係る書類

6.1.2 項の各書類のうち、当該変更事項に係る書類を提出してください。

3) 許可証の写し

交付された人工衛星の管理許可証の写しを提出してください。

変更の許可がなされたならば、その旨の通知が行われます。その場合は、新たな許可証が再交付されますので、既に交付された許可証を返納してください。

6.2.2. 変更の届出

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするときは、変更の届出が必要です。

- ・ 人工衛星管理者の氏名又は名称及び住所
- ・ 人工衛星管理設備の場所
- ・ 人工衛星の軌道
- ・ 人工衛星の管理に係る業務を行う役員又は使用人の氏名
- ・ 法第 21 条に定める欠格事由の該当有無
- ・ 6.2.1 項の許可申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの

変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第 25 条第 4 項）。

- 1) 変更届出書
- 2) 変更事項に係る書類
- 3) 許可証の写し

1) 変更届出書

変更に係る事項を記載した届出書（様式第 20）を提出してください。

2) 変更事項に係る書類

6. 1. 2 項の各書類のうち、変更事項に係る書類を提出してください。

3) 許可証の写し

交付された人工衛星の管理許可証の写しを提出してください。

変更の届出の場合は、新たな許可証は再交付されませんので、既に交付された許可証の返納は不要です。

6.3. 事故時の届出

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十五条（事故時の措置）

人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可は、その効力を失う。

規則第二十六条（事故時の届出）

人工衛星管理者は、法第二十五条の規定による届出をしようとするときは、様式第二十一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第二十五条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事故が発生した日時及び位置
- 二 当該事故の発生後の人工衛星の軌道

人工衛星管理者は、その管理する人工衛星が他の物体との衝突やその他の事故の発生により、終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、事故時の届出書（様式第21）を提出してください。

本届出書には、次の事項を記載してください。

- ・ 当該事故の状況
- ・ 当該事故が発生した日時及び位置
- ・ 当該事故の発生後の人工衛星の軌道

なお、ロケット打上げの失敗等により人工衛星の管理を開始できなくなった場合においても、本届出書を提出してください。

6.4. 承継関係

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十六条（承継）

人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

- 2 人工衛星管理者が、国内に所在する人工衛星管理設備によらずに人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 4 人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 5 第二十一条及び第二十二条（第三号（管理計画を実行する能力に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。
- 6 人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあっては、当該事業の譲渡、合併又は分割があったとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人（第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があった日（これらの認可の申請がない場合にあっては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日）から百二十日以内に、同条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間（前条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、これらの者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、前条前段、第三十一条、第三十二条及び第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

規則第二十七条（人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請）

法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

承継の認可を受け、管理計画（管理計画を実行する体制を除く。）に変更が生じる場合においては、変更の許可申請又は届出が必要です。

6.4.1. 譲渡

人工衛星管理者が人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第27条第1項）。

- 1) 認可申請書（様式第二十二）
- 2) 譲受人に係る規則第二十条第二項第一号に掲げる書類（申請者に係る書類）
- 3) 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類
(管理計画を実行する体制に係る書類)
- 4) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- 5) 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- 6) 許可証の写し

6.4.2. 国外への譲渡の届出

人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星管理設備によらずに人工衛星の管理を行おうとする者に譲渡を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第27条第2項）。

- 1) 届出書（様式第二十三）
- 2) 譲受人に係る規則第二十条第二項第一号に掲げる書類（申請者に係る書類）
- 3) 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（管理計画を実行する体制に係る書類）
- 4) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- 5) 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- 6) 許可証の写し

6.4.3. 合併

人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、合併後存続する法人又は合併により設立される法人に人工衛星の管理に係る事業の承継を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第27条第3項）。

- 1) 認可申請書（様式第二十四）
- 2) 合併の方法及び条件が記載された書類
- 3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る規則第二十条第二項第一号に掲げる書類（申請者に係る書類）
- 4) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（管理計画を実行する体制に係る書類）
- 5) 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- 6) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類
- 7) 許可証の写し

6.4.4. 分割

人工衛星管理者である法人が分割により人工衛星の管理に係る事業の承継を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第27条第4項）。

- 1) 認可申請書（様式第二十五）
- 2) 分割の方法及び条件が記載された書類
- 3) 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人に係る規則第二十条第二項第一号口に掲げる書類（申請者に係る書類）
- 4) 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（管理計画を実行する体制に係る書類）
- 5) 分割契約書（新設分割場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- 6) 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
- 7) 許可証の写し

6.5. 死亡の届出

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十七条（死亡の届出等）

人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その死亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

規則第二十八条（死亡の届出）

相続人は、法第二十七条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十六による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

人工衛星管理者である個人が死亡したときは、相続人は届出書（様式第 26）を提出してください。

死亡時代理人は、人工衛星管理者の死亡の日から 120 日以内に、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うか、終了措置を講じなければなりません。

6.6. 終了措置

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十八条（終了措置）

人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失う。

規則第二十九条（終了措置の届出）

人工衛星管理者は、法第二十八条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十七による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

人工衛星管理者は、その管理計画に基づいて人工衛星の管理を終了しようとするときは、あらかじめ届出書（様式第27）を提出してください。

本届出書に記載した終了措置を講じたならば、人工衛星の管理に係る許可は失効します。

6.7. 解散の届出

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十九条（解散の届出等）

人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その清算法人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

規則第三十条（解散の届出）

清算人又は破産管財人は、法第二十九条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散することとなるときは、その清算人又は破産管財人は届出書（様式第28）を提出してください。

清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。）は、解散の日から120日以内に、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うか、終了措置を講じなければなりません。

7. 対象となる申請者の考え方

7.1. 人工衛星等の打上げに係る許可の申請

国内に所在する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者が申請してください。

7.2. 人工衛星の管理に係る許可の申請

人工衛星の管理については、人工衛星の製造者（製造事業者）と運用者（運用事業者）が異なる場合等、複数の者が関係する場合が多くあります。

そのような複数の者が関係する代表的な例について、考え方を以下に示します。

- 衛星バスの運用者とミッションの運用者とが異なる場合

この場合において、人工衛星管理設備を用いて人工衛星の位置等の把握及び制御する行為を行っている者は、通常、バスの運用者であるため、バスの運用者からの申請が一般的です。

- 人工衛星の製造者が軌道上で初期運用を行った後、軌道上で運用者に引き渡す場合
<初期運用の主体が人工衛星の製造者である場合>

- ① 引き渡し後も人工衛星の製造者が主体的に定期的なメンテナンスや緊急時の対応に関わる場合

この場合は、両者ともに同一の人工衛星に対して、人工衛星の管理を行っていくと考えられるため、2者の連名で当初から人工衛星の管理許可の申請をすることが望ましいです。その際は、管理計画において2者各々の関与について記載してください。

- ② 引き渡し後は人工衛星の製造者は人工衛星の管理に関与しない場合又は関与する場合においても、人工衛星の運用者の指示の下で従属的に作業を行う場合

この場合は、人工衛星の製造者が人工衛星の管理許可を申請し、軌道上引き渡し前に人工衛星の運用者への譲渡手続をすることが望ましいです。

- <初期運用の主体が人工衛星の運用者である場合>

初期運用の期間中、運用者が製造者に逐次指示を出して人工衛星の管理を行う場合であって、初期運用後に製造者は自らの判断で定期的なメンテナンスや緊急時の対応を含め、人工衛星の管理を行わない場合、管理の主体は運用者とみなされるため、運用者のみが許可の申請を行うことが望ましいです。

8. 申請様式の記載例

人工衛星等の打上げに係る許可申請に関する様式の記載例を本マニュアル別紙1に、人工衛星の管理に係る許可申請に関する様式の記載例を本マニュアル別紙2に示します。

9. 主要関係部署一覧

ロケット打上げに伴う各種法規制に係る主要関係部署一覧を表1に、人工衛星の管理に伴う各種法規制に係る主要関係部署一覧を表2に示します。

表1 ロケット打上げに係る主要関係部署一覧

法令及び条項等	担当窓口	手續、法定資格等が必要な場合の例
電波法 第4条	総務省 総合通信基盤局 電波部 ・基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 TEL: 03-5253-5886	・地上気象レーダー関連の無線局免許申請・ 取得が必要な場合
	・移動通信課 TEL: 03-5253-5895	・ロケット関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
消防法	消防庁 危険物保安室 TEL: 03-5253-7524 (申請) 製造所等の所在地を管轄する市町村消防本部等	・危険物の製造又は貯蔵を行う場合 ・火災を防止するための設備等を備える必要がある場合
毒物及び劇物取締法	厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室 TEL: 03-3595-2298	推進薬に含まれる化学物質が、ヒドラジン等の毒劇物である場合
労働安全衛生法	(制度概要) 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 TEL: 03-3595-3225 (届出等) 事業場の所在地を管轄する労働基準監督署	・クレーン等の設置届及び落成検査が必要な場合 ・クレーン運転士免許やフォークリフト運転技能講習修了等、資格が必要な機械等の運転の業務を行う場合
火薬類取締法	(制度概要) 経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付 TEL: 03-3501-1870 (申請) 事業所等の所在地を管轄する都道府県等	火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱を行う場合

高圧ガス保安法	(制度概要) 経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室 TEL: 03-3501-1706 (申請) 事業所等の所在地を管轄する都道府県等	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を行う場合
航空法 第 99 条の 2	国土交通省 航空局 安全部 運航安全課 TEL: 03-5253-8737	人工衛星等の打上げを行う場合
水路通報等に関する手続き	海上保安庁 海洋情報部 航海情報課 水路通報室 TEL: 03-3595-3615	人工衛星等の打上げ及びロケット軌道投入段の再突入時に、海上に落下物が生じる場合

表 2 人工衛星の管理に係る主要関係部署一覧

法令及び条項等	担当窓口	手續、法定資格等が必要な場合の例
電波法 第 4 条	総務省 総合通信基盤局 電波部	
	・電波政策課 国際周波数政策室 TEL: 03-5253-5878	・人工衛星に係る国際周波数調整が必要な場合
	・基幹・衛星移動通信課 TEL: 03-5253-5816	・人工衛星・地球局関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
	・基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 TEL: 03-5253-5886	・地上気象レーダー関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
	・移動通信課 TEL: 03-5253-5895	・人工衛星に開設するアマチュア局及びその無線設備を遠隔操作するアマチュア局の無線局免許申請・取得が必要な場合
	・各総合通信局及び沖縄 総合通信事務所	・小型衛星・地球局関連の無線局免許申請・取得が必要な場合
消防法	消防庁 危険物保安室 TEL: 03-5253-7524 (申請) 製造所等の所在地を管轄する市町村消防本部等	・危険物の製造又は貯蔵を行う場合 ・火災を防止するための設備等を備える必要がある場合

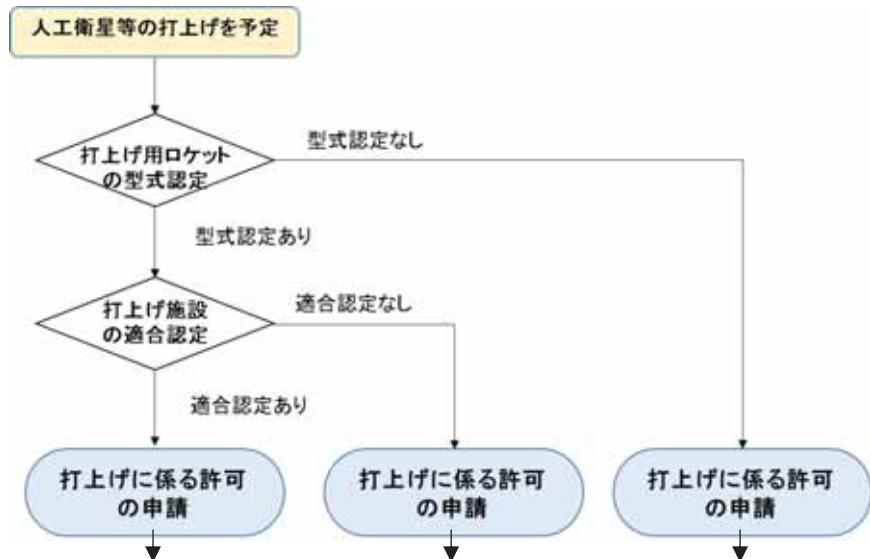
毒物及び劇物取締法	厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室 TEL: 03-3595-2298	推進薬に含まれる化学物質が、ヒドラジン等の毒劇物である場合
労働安全衛生法	(制度概要) 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 TEL: 03-3595-3225 (届出等) 事業場の所在地を管轄する労働基準監督署	・クレーン等の設置届及び落成検査が必要な場合 ・クレーン運転士免許やフォークリフト運転技能講習修了等、資格が必要な機械等の運転の業務を行う場合
火薬類取締法	(制度概要) 経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付 TEL: 03-3501-1870 (申請) 事業所等の所在地を管轄する都道府県等	火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱を行う場合
高圧ガス保安法	(制度概要) 経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室 TEL: 03-3501-1706 (申請) 事業所等の所在地を管轄する都道府県等	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を行う場合
外国為替及び外国貿易法 第 52 条	経済産業省 安全保障貿易審査課 TEL: 03-3501-2801	人工衛星を輸出する場合
水路通報等に関する手続き	海上保安庁 海洋情報部 航海情報課 水路通報室 TEL: 03-3595-3615	人工衛星の再突入時に、海上に落下物が生じる場合

10. 提出書類のチェックリスト

次ページ以降に、各種申請における提出書類のチェックリストを示します。

- ・人工衛星等の打上げに係る許可申請時のチェックリスト
- ・人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定申請時のチェックリスト
- ・打上げ施設の適合認定申請時のチェックリスト
- ・人工衛星の管理に係る許可申請時のチェックリスト

■ 人工衛星等の打上げに係る許可申請時のチェックリスト



標準処理期間	1箇月～3箇月	1箇月～3箇月	4箇月～6箇月
打上げに係る許可申請に必要な書類 (チェックリスト)	<p><input type="checkbox"/> 申請書(様式第1) 以下を添付する必要があります。 <input type="checkbox"/> 申請者に係る書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 申請書(様式第1) 以下を添付する必要があります。 <input type="checkbox"/> 申請者に係る書類 <input type="checkbox"/> 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 申請書(様式第1) 以下を添付する必要があります。 <input type="checkbox"/> 申請者に係る書類 <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類(ロケット関係) <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件を記載した書類(ロケット関係) <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類 <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類 <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類(打上げ施設関係) <input type="checkbox"/> 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類(打上げ施設関係)</p>

■ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定申請時のチェックリスト

- 申請書（様式第9）

以下を添付する必要があります。

- 申請者に係る書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類

■ 打上げ施設の適合認定申請時のチェックリスト

- 申請書（様式第13）

以下を添付する必要があります。

- 申請者に係る書類
- 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
- 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類ことを明らかにする書類

■ 人工衛星の管理に係る許可申請時のチェックリスト

- 申請書（様式第17）

以下を添付する必要があります。

- 申請者に係る書類
- 人工衛星の構造が規則第22条に定める基準に適合していることを証する書類